

熊本市 学校規模適正化基本方針

平成26年（2014年）6月

**熊本市教育委員会
(令和7年（2025年）3月改訂)**

目 次	頁
はじめに	3
第1章 学校規模適正化に向けたこれまでの取組	
1 基本方針策定の背景	4
2 検討委員会からの提言	4
3 適正化の基準	5
4 これまでの取組	5
5 基本方針の位置付け	9
6 基本方針の見直し	9
第2章 学校の適正規模・適正配置の必要性（現状と課題）	
1 児童生徒数と学校数の推移	10
2 通常学級における児童生徒数と学級数の将来推計	11
3 学校規模による分布図	12
4 学校規模によるメリット・デメリット	14
5 教育施設の老朽化	15
第3章 適正規模・適正配置の方策	
1 適正化の方策	16
2 適正化の手順	17
3 適正化の方策を実施する際に留意する事項	18
第4章 適正化に向けた取組	
1 検討対象校	19
2 検討対象校の将来推計	20
3 今後の取組	21
第5章 閉校後の利活用	22
参考資料	
適正化の方策	24

はじめに

本市では、こどもを取り巻く環境が大きく変化している中、こどもが将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して学校での生活や学びに自ら意欲的に取り組めるよう、こどもと共に魅力ある授業づくりに努めることで、豊かな人間性と健やかな体を備え、学びに向かう力を持った、主体的に考え方行動できる人づくりを目指しています。

小中学校は、知識や技術の習得だけでなく、多様な考え方触れ、互いに認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで、思考力、表現力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につける教育の場であるため、少なすぎず、多すぎない一定の児童生徒の集団規模が確保されることが望ましいと考えられます。

これまで、本市では平成24年（2012年）7月に設置された「熊本市学校規模適正化検討委員会」から、学校の規模と配置に関する基本的な考え方と小中学校の将来的な方向性についての報告書が提出されました。教育委員会はこの報告書を基に、「熊本市学校規模適正化基本方針」を平成26年（2014年）6月に策定し、最適な教育環境の実現のため、小中学校の規模及び配置の適正化に向けた具体的な方策を示しました。

方針策定時から令和6年（2024年）まで、児童生徒数は徐々に減少していっています。最新の推計では令和12年（2030年）の通常学級の児童生徒数は、53,199人と、今後6年間で約3,500人減少すると見込まれ、児童生徒数の減少は更に進みます。

このような児童生徒数の減少は、農業振興地域や山間部などの地域だけでなく、都市部にも広がってきており、複式学級や単学級の学校が増加しています。一方で、一部地域では住宅開発による人口流入や社会状況の変化に伴い、学校が大規模化し、近年、プレハブ教室が増加している状況もみられます。

このようなことから、最適な教育環境を整備するため、従来の基準に加え、適正規模・適正配置の方策について整理した「熊本市学校規模適正化基本方針（改訂版）」を策定しました。なお、この基本方針は、今後、国や県における教育制度の変更、児童生徒数の変化等を受け、必要に応じて見直すものとします。

第1章 学校規模適正化に向けたこれまでの取組

1 基本方針策定の背景

全国的に少子高齢化の進展が続いている現状において、社会全体に様々な影響が生じてきています。そのような中、子どもの減少による小中学校の小規模化は、学校運営や教育効果等に様々な影響を与えることが考えられ、全国的な課題となっています。

本市においても、小学校の児童数は、昭和58年、中学校の生徒数は、昭和62年をピークに年々減少傾向にあり、現在では、小学校の児童数及び中学校の生徒数は、当時の児童数・生徒数と比較すると3割以上減少しています。

しかしながら、一部の地域では住宅開発による人口の流入により、学校が大規模化し教室不足等により学校運営に支障をきたしている状況もみられます。一方では、農業振興地域や山間部等の地域では、児童生徒数の減少傾向が著しく、複式学級がある学校もあり、大規模校、小規模校のこどもたちの教育環境に影響が出てきています。

2 検討委員会からの提言

平成24年（2012年）7月に設置した熊本市学校規模適正化検討委員会は、学識経験者として大学教授、地域団体代表者として、自治協議会長、民生委員・児童委員協議会長及び青少年健全育成連絡協議会長、加えて保護者代表者、小学校長、公募による委員で構成し、本市の小中学校における教育環境の現状や課題について次の3つの視点を基本に検討が行われました。

1. 子どものための教育環境整備を優先させる。
2. 全市の視野に立ち適正化を推進する。
3. 学校、地域を配慮した計画に努める。

検討にあたっては、各学校の児童生徒数や通学距離などの基本的なデータのほか、複式学級がある小学校の授業の視察を行うとともに、関係者（学校長等）から意見を聴くなどにより現状の把握に努めました。検討委員会では、こうした資料等を基に学校の規模・配置についての基本的な考え方と、本市の小中学校の将来的な方向性について協議を行い全市的な視点から意見をまとめた報告書の提出がありました。

教育委員会では、この報告書を受け、本市における小中学校の規模及び配置のあり方について基本的な考え方を整理し、今後の適正化に向けた具体的な方策等を示した「熊本市学校規模適正化基本方針」を平成26年（2014年）6月に策定しました。

3 適正化の基準

(1) 適正規模の基準

・【小学校】 12学級以上から24学級以下（一学年：2学級から4学級）

・【中学校】 12学級以上から24学級以下（一学年：4学級から8学級）

※適正規模以外の学校は次のように標記します。

・11学級以下の学校：小規模校

・25学級以上の学校：大規模校

・31学級以上の学校：過大規模校

(2) 通学距離の基準

・【小学校】 おおむね4km以内

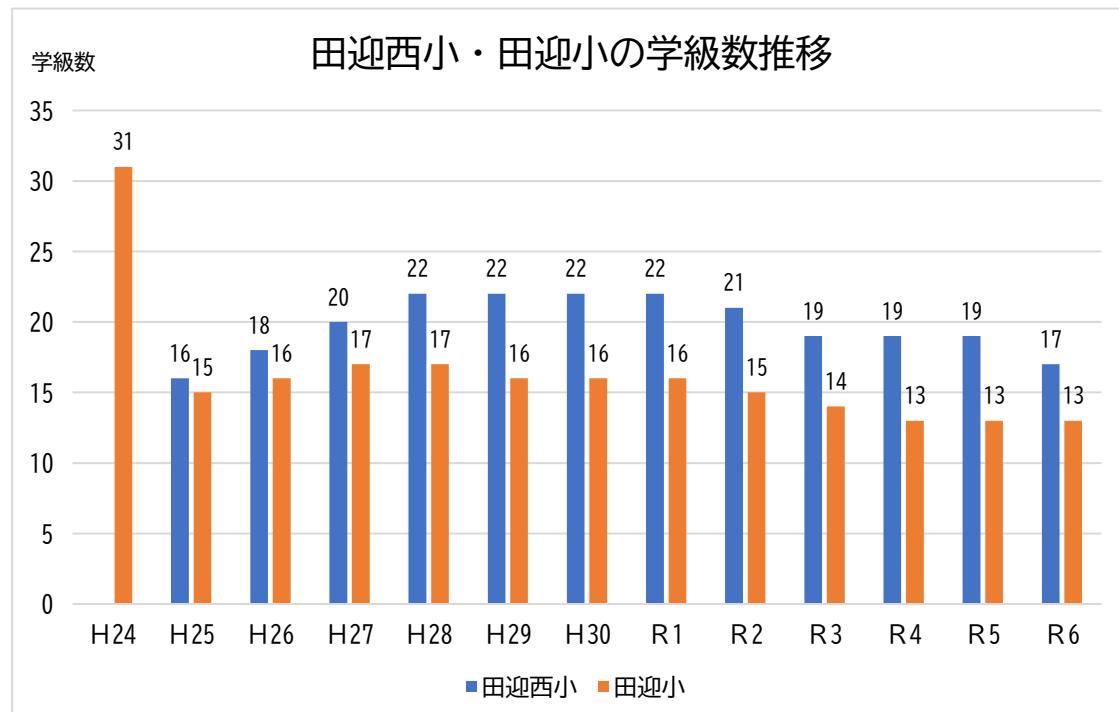
・【中学校】 おおむね6km以内

4 これまでの取組

熊本市学校規模適正化基本方針の改定に向け、これまでの本市の適正化に向けた取り組みを整理し、まとめました。

(1) 田迎西小学校の開校

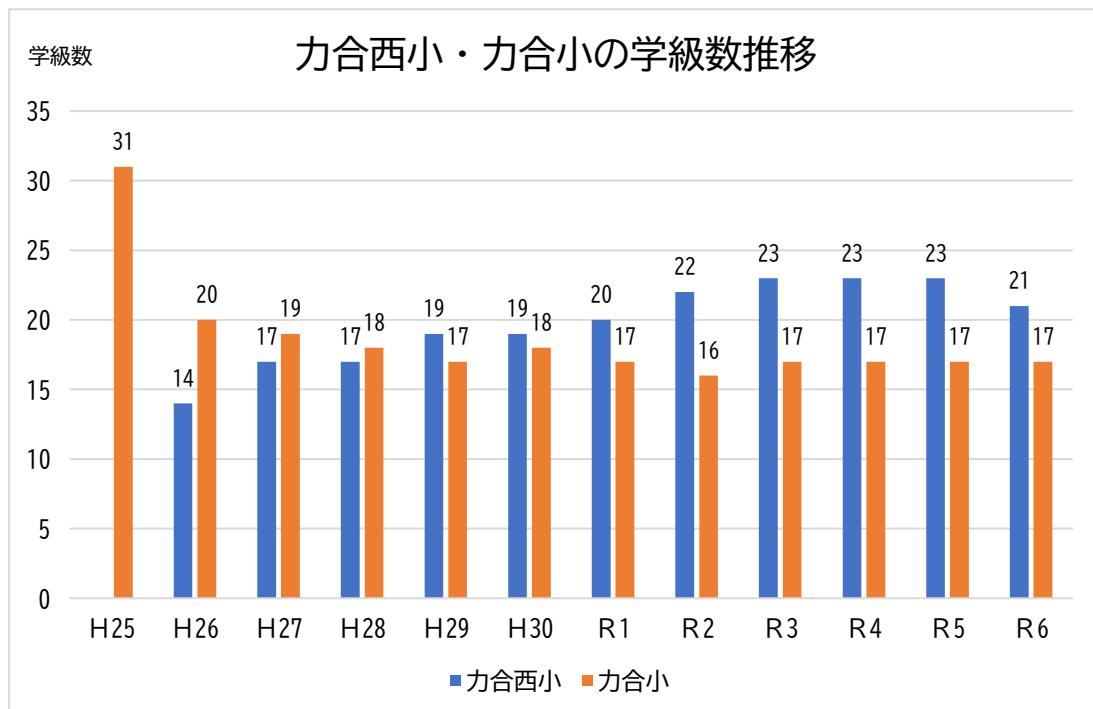
平成21年（2009年）過大規模校の田迎小学校の教育環境改善のために、分離新設校区が決定し、平成25年（2013年）4月、田迎西小学校が開校しました。



田迎西小学校の開校以後、田迎小学校とともに適正規模校を維持しています。

(2) 力合西小学校の開校

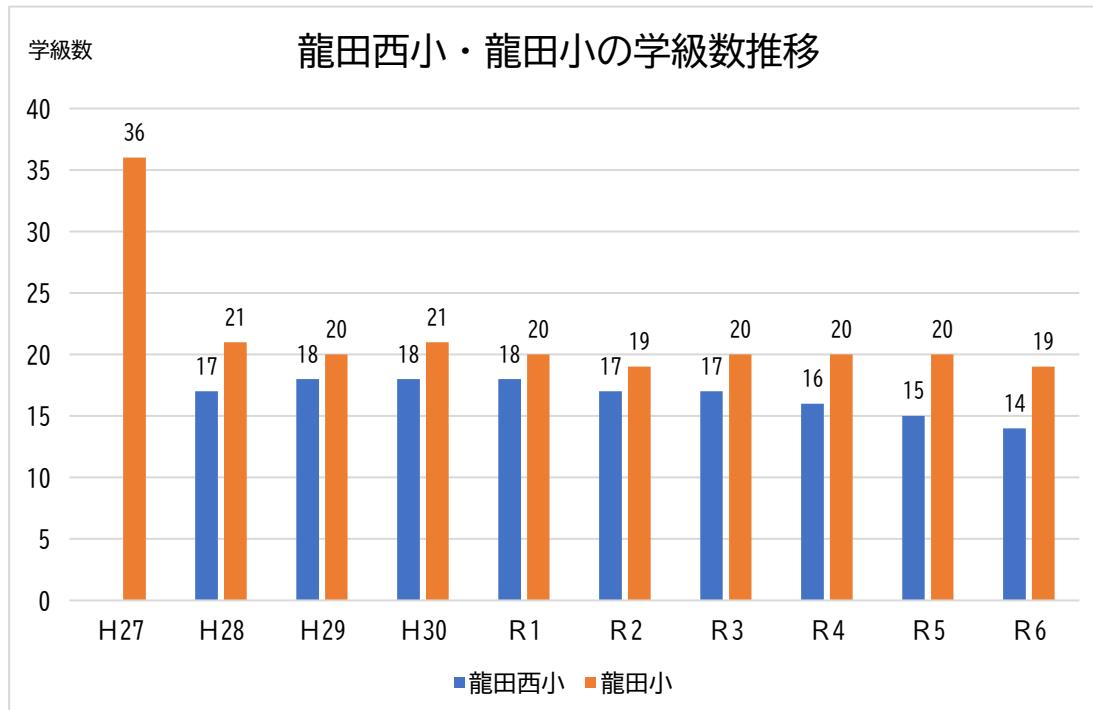
平成22年（2010年）過大規模校の力合小学校の教育環境改善のために、分離新設校区が決定し、平成26年（2014年）4月、力合西小学校が開校しました。



力合西小学校の開校以後、力合小学校とともに適正規模校を維持しています。

(3) 龍田西小学校の開校

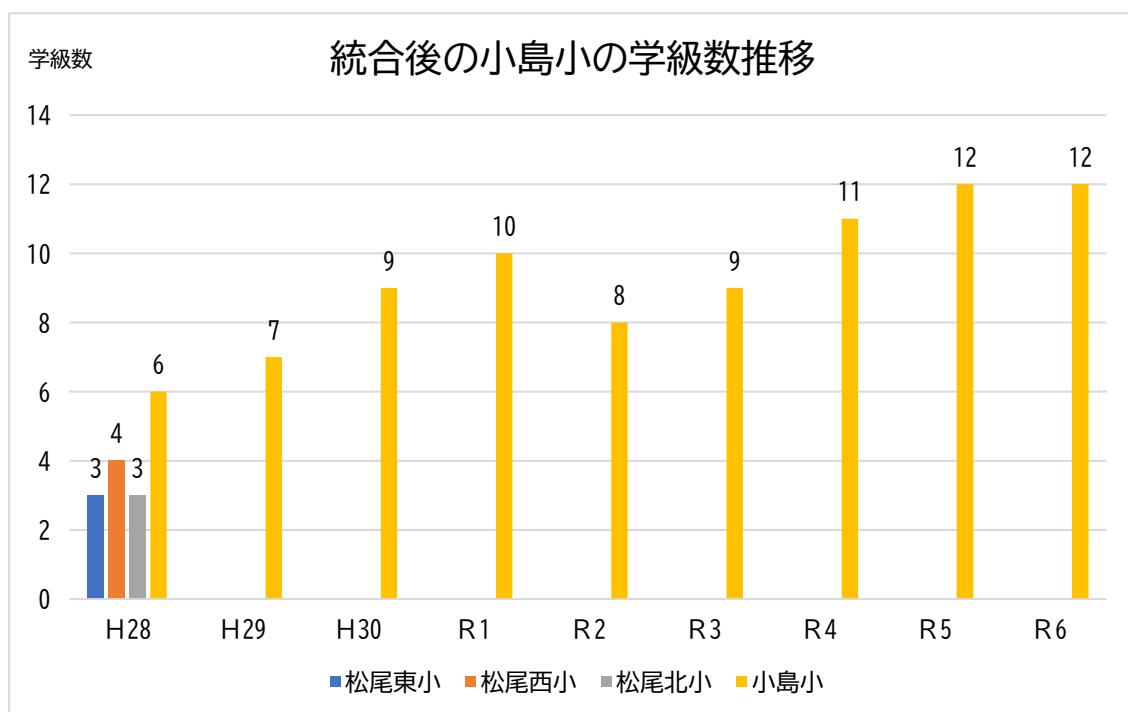
平成24年（2012年）過大規模校の龍田小学校の教育環境改善のために、分離新設校区が決定し、平成28年（2016年）4月、龍田西小学校が開校しました。



龍田西小学校の開校以後、龍田小学校とともに適正規模校を維持しています。

(4) 松尾3小学校と小島小学校の統合

平成29年(2017年)4月、松尾東小学校、松尾西小学校、松尾北小学校と小島小学校が統合し、新しい小島小学校となりました。

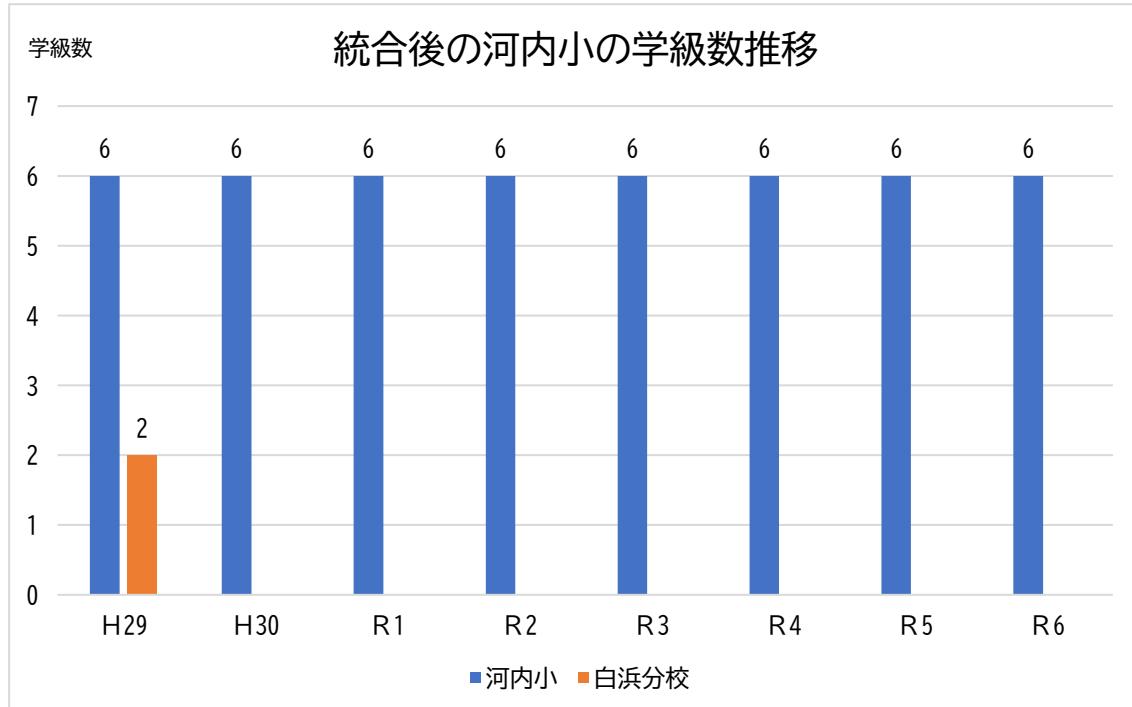


小島小学校では統合後、児童数が増加し、現在では、小規模校から適正規模へとなっています。

統合後に児童、保護者、教員別にとったアンケートでは、統合についてはすべての項目でおおむね良好な回答を得ることができました。

(5) 河内小学校白浜分校の河内小学校への統合

平成30年（2018年）4月、河内小学校白浜分校が本校に統合されました。



統合したことで複式学級が解消され、以後全学年単学級校となっています。

(6) 田迎南小学校の緩衝地区の設定

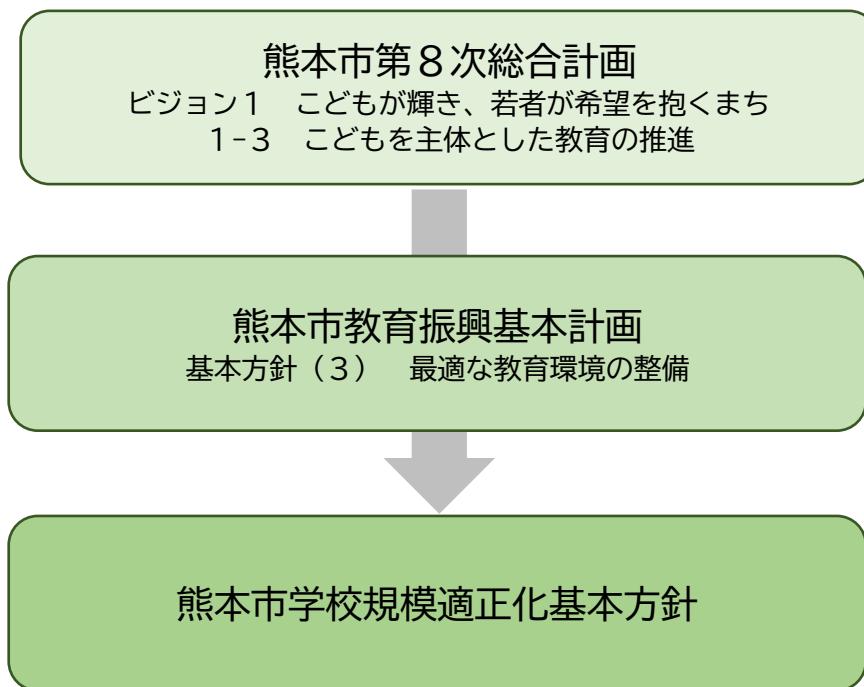
託麻中学校の大規模校化への対策として、平成30年度（2018年度）、託麻中学校が進学の指定校だった田迎南小学校のすべての校区に対して、隣接校の出水南中学校へ進学を選択できる緩衝地区の設定を行いました。

(7) 天明校区施設一体型義務教育学校の取り組み

天明校区の中緑小学校、錢塘小学校、奥古閑小学校、川口小学校の4小学校については、全学年が単学級又は複式学級となっており、今後も児童数が減少していくことが見込まれています。今後の教育環境の更なる充実に向けて、令和9年（2027年）4月の小学校4校と天明中学校をひとつにした、本市初となる施設一体型義務教育学校の開校に向けて取り組んでいます。

5 基本方針の位置付け

基本方針は、「熊本市教育振興基本計画」における基本的方向性を踏まえ、豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育むための教育環境の充実と向上を図ることを目的とするものです。今後の基本的な考え方やそれを実現していくための手法等を示し、その推進を図るものです。



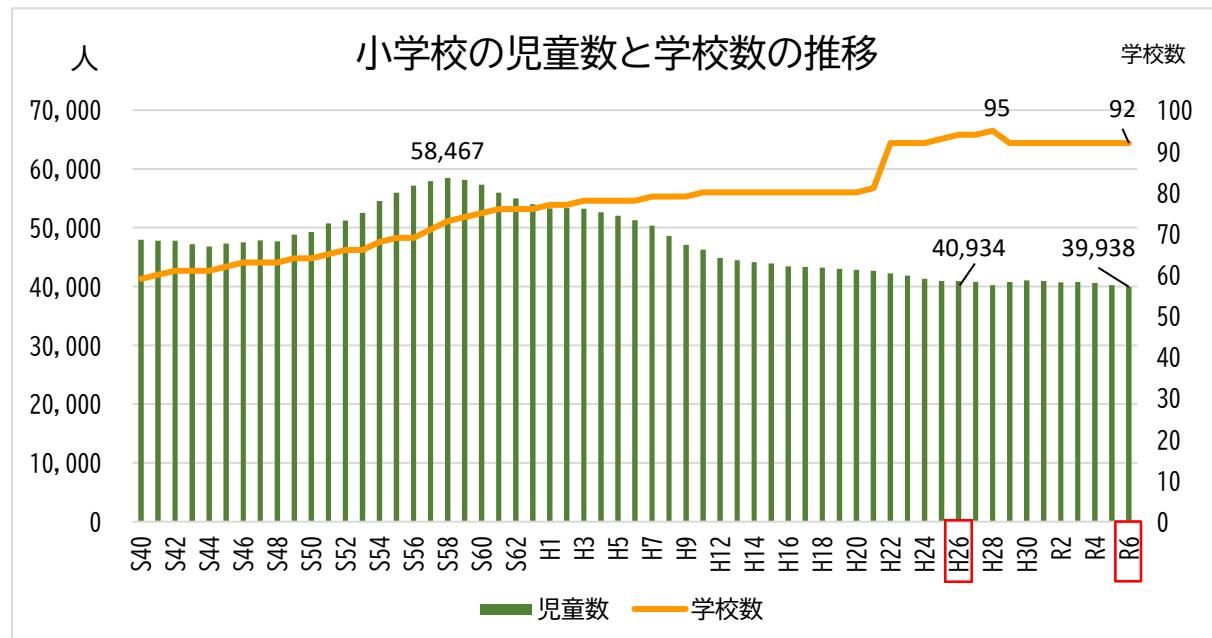
6 基本方針の見直し

この方針は、本市の小中学校の一定規模の確保に向けた、教育委員会としての考え方についてまとめたものです。今後、国の教育制度の改変等、状況の変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

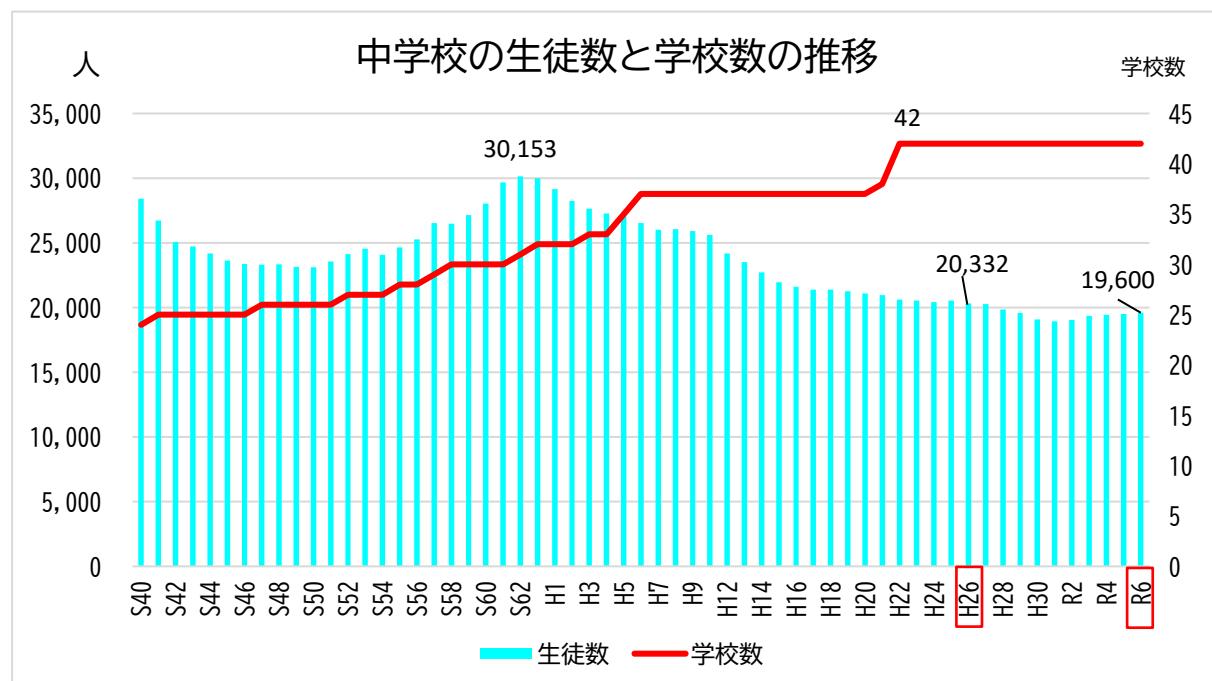
第2章 学校の適正規模・適正配置の必要性（現状と課題）

1 児童生徒数と学校数の推移

小学校の児童数は昭和58年度（1983年度）の58,467人をピークに減少に転じ、令和6年度（2024年度）は約32%減の39,938人となっています。

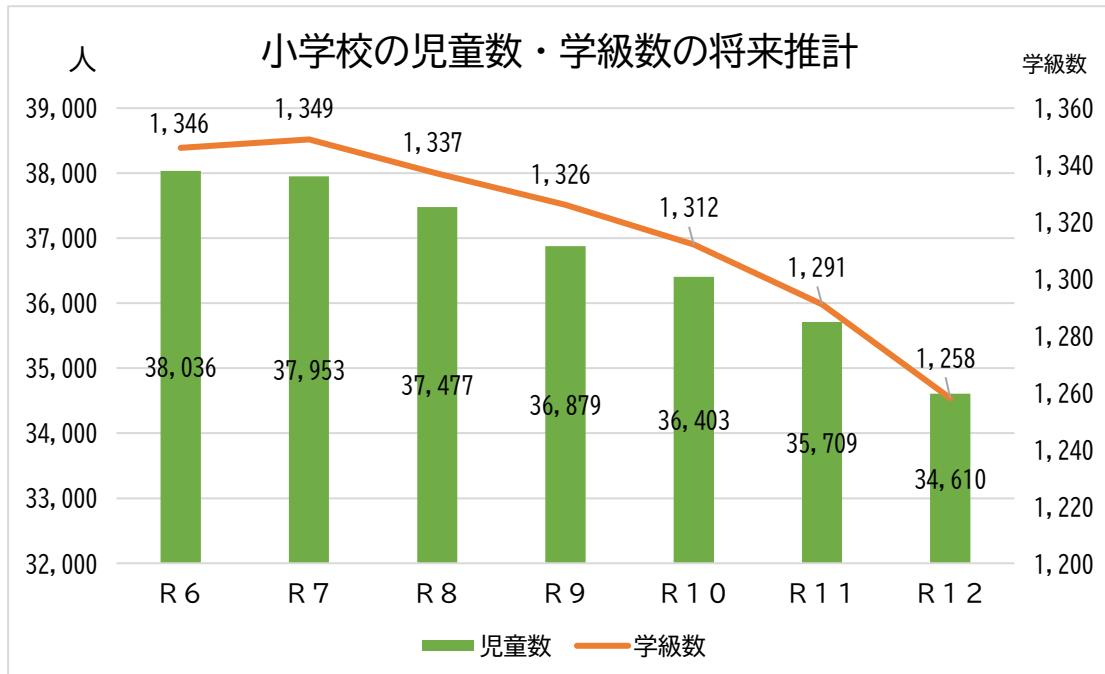


中学校の生徒数は昭和62年度（1987年度）の30,153人をピークに減少に転じ、令和6年度（2024年度）は約35%減の19,600人となっています。



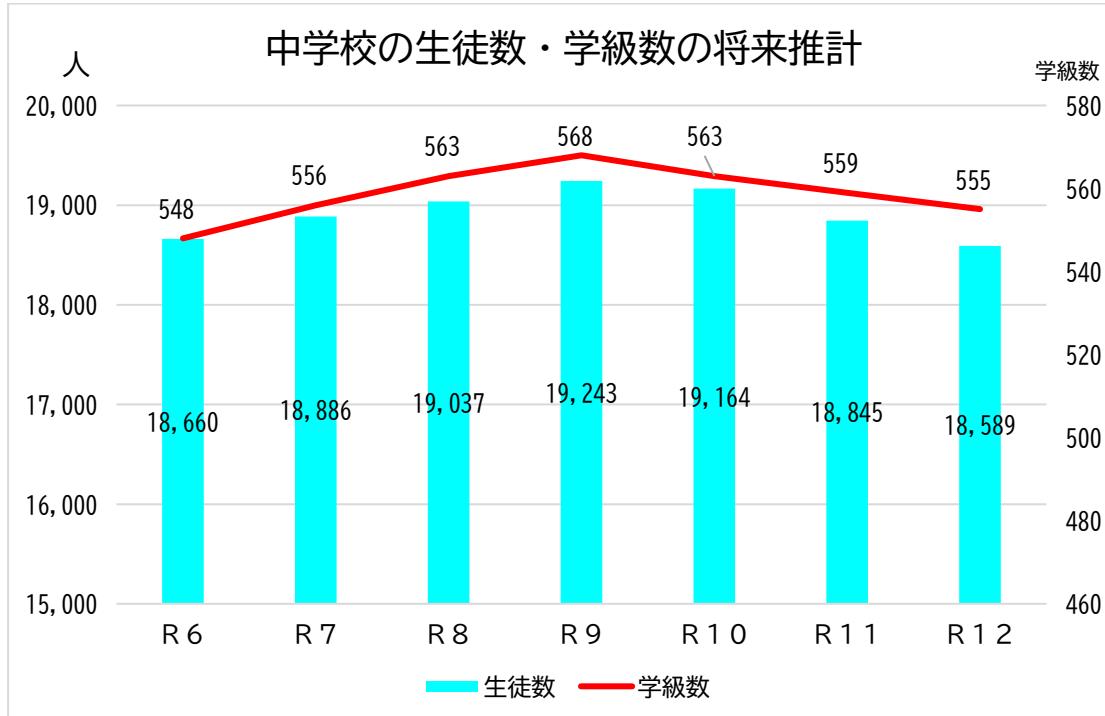
2 通常学級における児童生徒数と学級数の将来推計

小学校では令和6年度（2024年度）から令和12年度（2030年度）にかけて、児童数・学級数とともに、おおむね減少傾向にあると予想される。



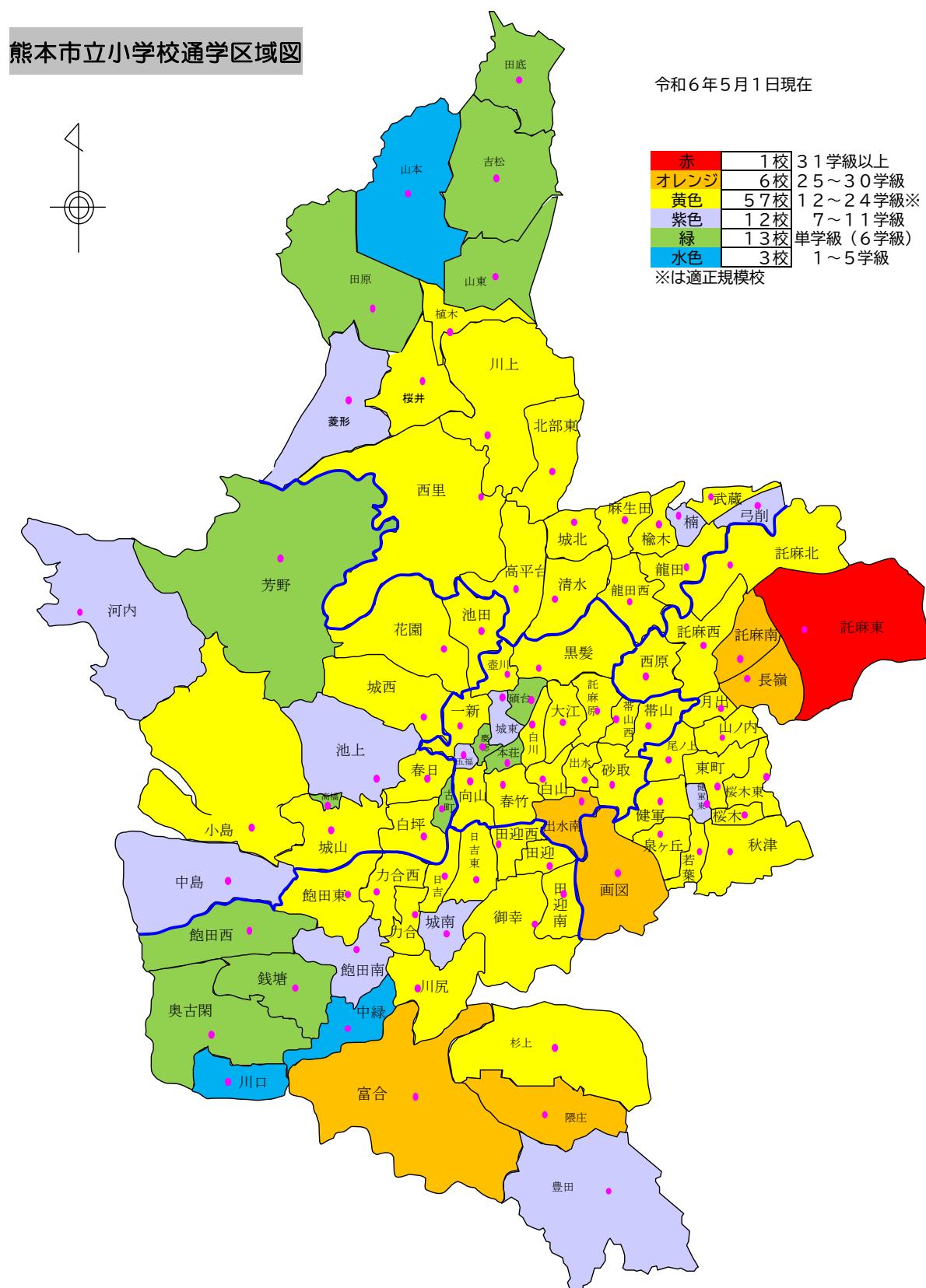
※小学校は全学年35人編成

中学校では令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）にかけては、生徒数・学級数ともに増加するが、以降は減少すると予想される。



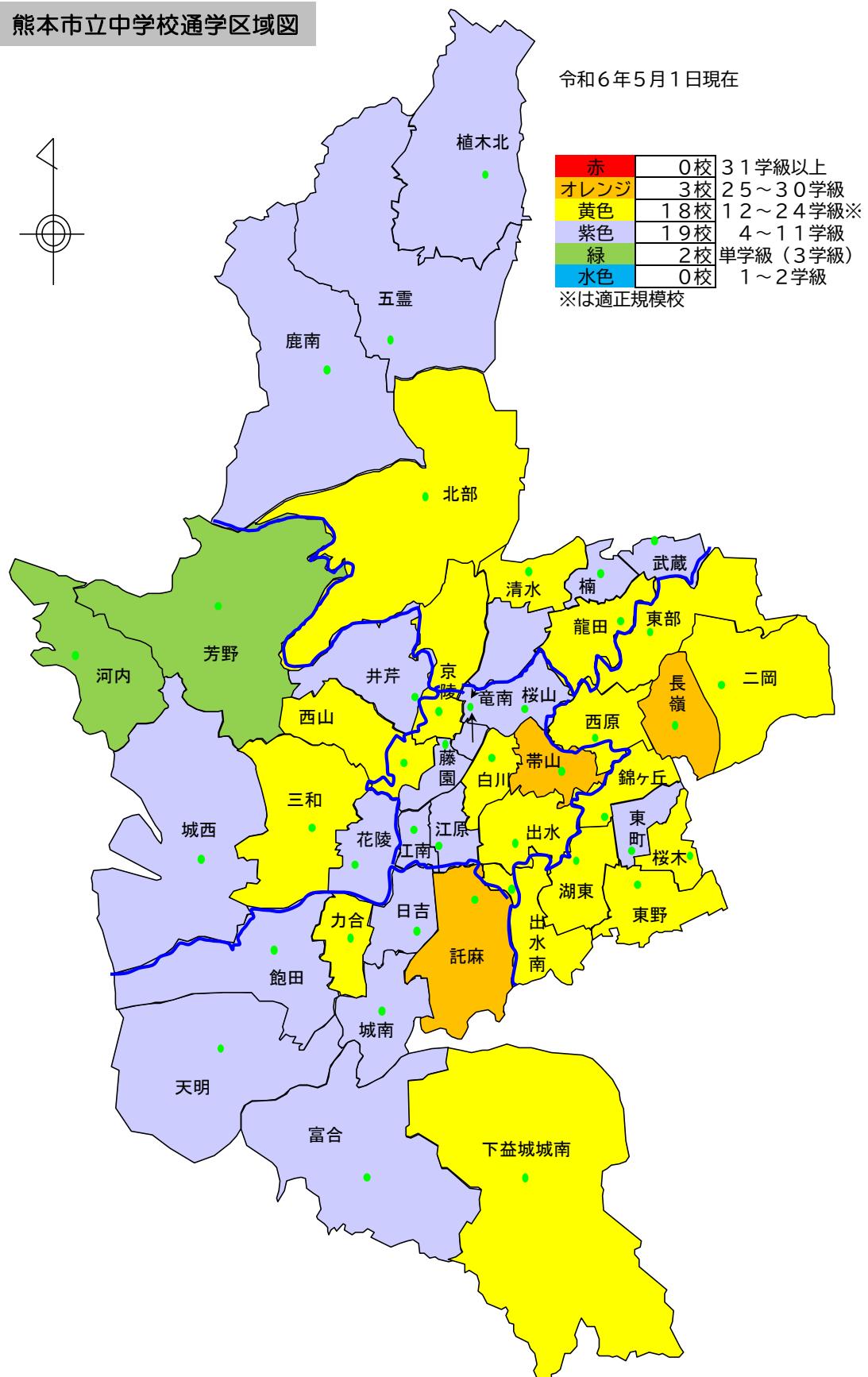
※中学校は、1年は35学級、2・3年は40人学級

3 学校規模による分布図



熊本市立中学校通学区域図

令和6年5月1日現在



4 学校規模によるメリット・デメリット

学校規模の適正化を検討するにあたり、小規模校、適正規模校、大規模校の規模別に抽出した学校に、学校規模に対する意識を把握するためのアンケート調査を実施しました。

平成24年（2012年）9月に、抽出した小学5・6年生、中学3年生、教員、保護者、学校評議員に取ったアンケート結果も踏まえ、次のようなメリット・デメリットに整理しました。

		メリット	デメリット
小規 模校	教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導等において、教員の目が行き届きやすく細やかな指導ができる。 ・授業や行事において、個人の活躍する場が多くなる。 ・児童生徒相互の交流や理解が十分に行える。 ・異学年間の交流が生まれやすい。 ・児童生徒一人ひとりの個性や課題を全教職員が共通理解を図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・切磋琢磨競い合いが少なく、集団生活になじみづらい。 ・多様な意見に触れることができなく、協調性や社会性を身に付けにくくなる。 ・運動会、音楽会、発表会などの学校行事において、集団活動に制約が生じやすい。 ・クラス替えが困難なことから、人間関係の固定化につながりやすくなる。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。
	学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員全体の意思疎通が図りやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。 ・施設・設備の利用時間等の調整が行いや すい。 ・学校や地域、保護者同士の連携が図りや すい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員数が少ないため、教科等バランスのとれた配置が行いにくい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指 導等について、相談、研究、切磋琢磨等が 行いにくい。 ・教員数が限られているため、研修会等へ の参加が制限されるほか、不在の際、代わ りの教員による授業が組みにくくなる。 ・教員一人に複数の校務分掌が集中しやす い。
大規 模校	教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方方に触れ、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。 ・児童生徒数、教員数が多いため、グループ学習など多様な学習、指導形態を取りやす い。 ・クラス替えがしやすいうことなどから、豊 かな人間関係の構築や多様な集団の形成 が図られやすい。 ・切磋琢磨すること等を通じて、社会性や 	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員による各児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。 ・学校行事等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。 ・学年内、異学年間の交流に制限が生じやす い。

	協調性、たくましさ等を育みやすい。	
学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導等について、相談、研究、切磋琢磨等が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員全体の連携が図りづらい。 ・特別教室や体育館等の施設、設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。

5 教育施設の老朽化

教育施設を建て替えるにあたっては、近隣校の教育施設の耐用年数にも着目しながら、統合や分離新設などの学校規模の適正化を図る場合があります。

現在、建設から60年を越えた教育施設のある学校は次のとおりです。

建設年度	経年	小学校名	中学校名	備考
1955	69	-	藤園中学校	基本計画策定予定
1956	68	-	江南中学校	基本計画策定予定
1958	66	-	帯山中学校	改築中（～R8）
1959	65	城東小学校	-	基本計画策定予定
		向山小学校	-	基本計画策定予定
		一新小学校	-	
1960	64	春日小学校	-	
1961	63	-	出水中学校	
		-	花陵中学校	
		-	西山中学校	
1962	62	春竹小学校	-	
1963	61	大江小学校	-	
		-	天明中学校	義務教育学校（R9）
1964	60	富合小学校	京陵中学校	
		尾ノ上小学校	湖東中学校	

※最も古い教育施設の建設年度（経年）

第3章 適正規模・適正配置の方策

1 適正化の方策

現在、児童生徒の居住する住所をもとに、就学すべき学校を指定しています。

しかしながら、住宅地の広がりや社会状況の変化により、学校規模の偏在化が見られるようになってきました。そこで、それぞれの学校や児童生徒の生活圏である地域の実態を考慮しながら、次の方策により適正化に取り組みます。※<参考資料>参照

(1) 小規模校への対応

適正規模に満たない学校において、その状況が将来的にも継続すると見込まれる場合には、以下のような方策を検討していきます。

- ① 複式学級のある学校及び複式学級が見込まれる学校、全学年において単学級となる学校
 - ア 緩衝地区の弾力化
 - イ 学校選択制度
 - ウ 地域の実情を踏まえた通学校区の見直し
 - エ 隣接校との統合

【統合検討基準】

- ・複式学級がある学校
- ・全学年において単学級となる学校

【統合の方法】

○小学校同士（中学校同士）の統合

小規模校同士、小規模校と適正規模校を統合し1つの学校とします。統合する学校数は2校とは限らず、複数校の場合もあります。

○小学校と中学校の統合

平成28年度（2016年度）の学校教育法の改正により、小学校と中学校が、義務教育9年間の中で、目指す児童生徒の姿を共有し、学習指導や生徒指導において、お互いに協力しながら教育活動を行う仕組みとして、「小中一貫教育」が制度化されました。これを踏まえ、小学校と中学校の統合も検討していきます。

小学校と中学校で統合する場合、それぞれ独立した組織の小学校と中学校が一貫した教育を行う小中一貫校や、一人の校長の下、一つの職員集団で9年間一貫した教育を行う義務教育学校が考えられます。

- ② 小学校においては7学級（中学校においては4学級）以上11学級以下の学校
- ア 緩衝地区の弾力化
 - イ 学校選択制度
 - ウ 地域の実情を踏まえた通学校区の見直し

（2）大規模校への対応

適正規模を超える学校において、その状況が将来的にも継続すると見込まれる場合には、以下のような方策を検討していきます。

- ① 過大規模校
- ア 緩衝地区の弾力化
- イ 学校選択制度
- ウ 地域の実情を踏まえた通学校区の見直し
- エ 分離新設

【分離校設置検討基準】

- ・長期間で31学級以上となる場合
ただし、31学級以上で、将来の児童生徒数が減少傾向にない場合
- ・校区内に分離するための適切な用地確保ができる場合

- ② 大規模校

- ア 緩衝地区の弾力化
- イ 学校選択制度
- ウ 地域の実情を踏まえた通学校区の見直し

2 適正化の手順

学校規模や配置の適正化については、児童生徒、保護者、地域の方々と学校関係者、教育委員会がより良い教育環境を整えるための共通の視点を持って検討を行い、理解と協力を得ながら進めています。

STEP 1

地元説明会の開催

STEP 2

地域懇談会の設置

STEP 3

新校準備会の設置

（統合や分離新設、義務教育学校の新設等の場合）

3 適正化の方策を実施する際に留意する事項

(1) 児童生徒への配慮

統合や分離新設に際し、児童生徒の不安解消のために、新校開校後の職員配置に配慮したり、適宜アンケート等を実施したりし、児童生徒の変化に対応していきます。

(2) 保護者、地域住民の理解

学校は、地域の拠点施設であるとともに災害時の避難場所であるなど、地域にとって重要な施設となっており、特に小学校は、長い歴史の中で地域コミュニティの拠点であり、また、地域のまちづくりが小学校区を単位として取り組まれています。

適正化の検討にあたっては、その必要性を十分説明し理解を得るよう努めるとともに、保護者及び地域の方々の意見・要望を踏まえて進めていきます。

(3) 安全等に対する配慮

適正化により通学距離が遠くなる場合や通学路が変更となる場合は、歩道の確保や防犯灯の設置など、こどもたちの安全の確保に努めるものとします。

また、通学距離が基準を超える場合などは、スクールバスなどの交通手段を検討するなど子どもたちの負担を軽減するよう努めます。

(4) まちづくりとの連携

熊本市第8次総合計画等のまちづくりの各種施策との整合性も考慮しながら、関係部局とも連携を図り取り組みます。

(5) 学校施設の有効活用

統廃合により廃止となる学校施設については、地域のニーズ等を踏まえ、市全体として有効活用を検討します。

(6) 交流学習の充実

適正規模・配置の基準によらない場合や統合が著しく困難な状況になった場合は、地域の実情などを踏まえ合同による学習や集団活動等を通じて、子どもたちの社会性を育成する交流学習の充実を図ることを検討します。

また、適正化を行う場合においても、子どもたちの精神的不安をなくすための統合準備として、統合校同士での計画的な交流学習も検討します。

第4章 適正化に向けた取組

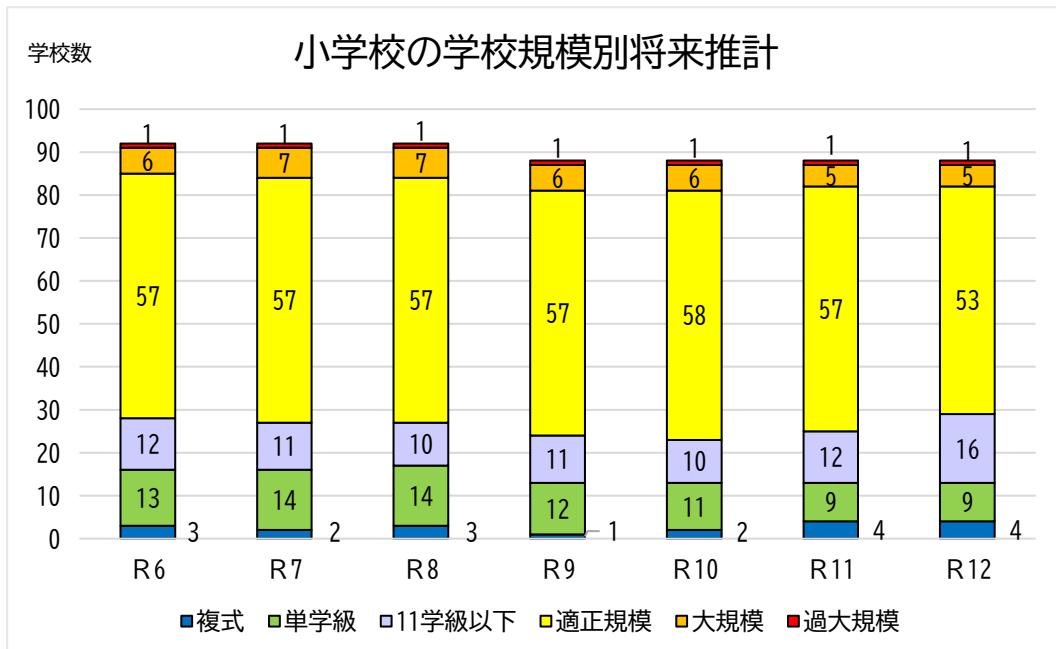
1 検討対象校

令和6年度（2024年度）、基本方針の基準から学校規模の適正化を検討することが必要な対象校は、次の表のとおりです。

	小規模校（小28校、中21校）			大規模校 (小6校、中3校)	過大規模校 (小1校)
	複式学級 がある	単学級	(小) 7～11学級 (中) 4～11学級	25～30 学級	31学級 以上
小学校	中緑 川口 山本	碩台　慶徳　本荘 古町　高橋　芳野 飽田西　錢塘 奥古閑　田原 山東　吉松　田底	城東　五福 池上　中島 楠　健軍東 城南　弓削 河内　飽田南 豊田　菱形	画団 出水南 託麻南 長嶺 富合 隈庄	託麻東
中学校		芳野　河内	藤園　花陵　城南 江南　江原　竜南 桜山　城西　楠 武藏　東町　井芹 飽田　天明　日吉 富合　鹿南　五靈 植木北	託麻 帯山 長嶺	

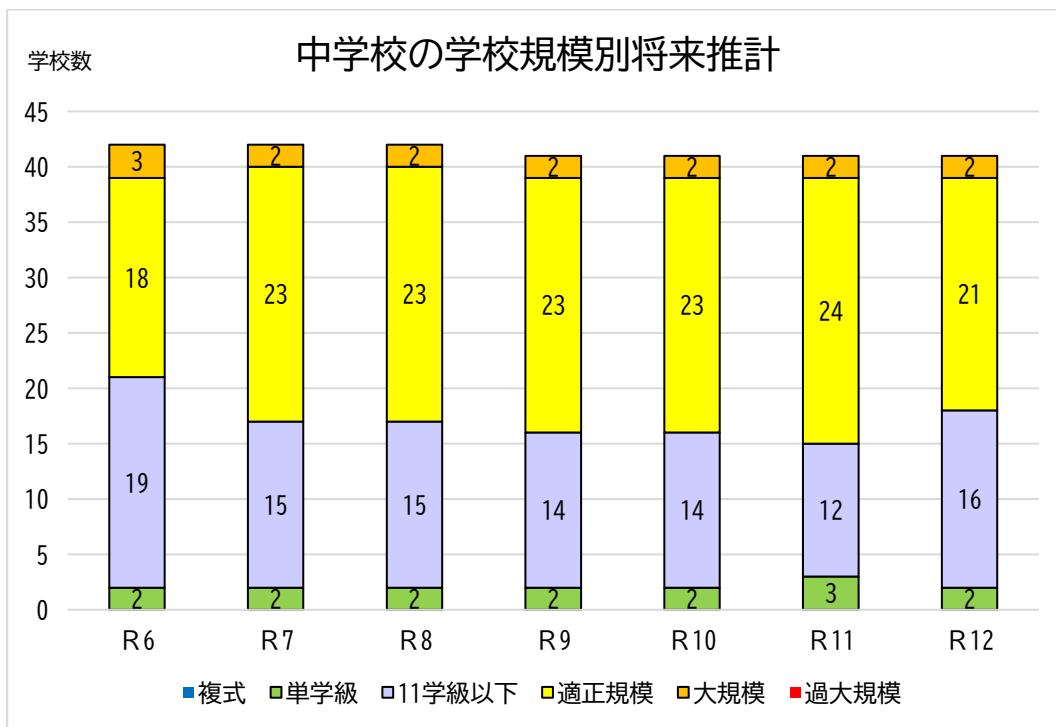
2 検討対象校の将来推計

(1) 小学校（総学校数R6～R9は92校 R9～R12は88校）



※令和9年度（2027年度）より中緑小、錢塘小、奥古閑小、川口小は義務教育学校となるので除外

(2) 中学校（総学校数R6～R9は42校 R9～R12は41校）



※令和9年度（2027年度）より天明中は義務教育学校となるので除外

3 今後の取組

適正化に向けた取り組みについては、児童生徒数の将来推計（住民基本台帳をもとに令和12年度（2030年度）まで推計）をもとに、先に示した適正規模の基準に照らし、少子化が進んでいる現状を踏まえ、こどもたちの最適な教育環境整備のため、複式学級がある学校及び複式学級が見込まれる学校を第1段階として取り組みます。なお、過大規模校の託麻東小学校については、現状の教育環境の改善のため、本年度から増築工事を開始し、令和8年度（2026年度）から供用を開始します。ただし、過大規模校の解消にはならないので、今後とも児童数の推移や都市開発計画、社会情勢の変化等を注視していきます。

また、第1段階の対象とならない学校については、これからの児童生徒数の推移や社会情勢の変化を見守りながら、検討対象校について第2段階で検討します。

第1段階の検討対象校

1 複式学級がある学校

- ・中緑小学校（令和9年度（2027年度）より天明義務教育学校）
- ・川口小学校（令和9年度（2027年度）より天明義務教育学校）
- ・山本小学校

2 複式学級が見込まれる学校

- ・田底小学校（令和10年度（2028年度））
- ・芳野小学校（令和11年度（2029年度））
- ・田原小学校（令和11年度（2029年度））

3 全学年単学級が続く学校（～令和12年度（2030年度））

- ・碩台小学校
- ・慶徳小学校
- ・本荘小学校
- ・古町小学校
- ・高橋小学校
- ・飽田西小学校
- ・吉松小学校
- ・芳野中学校
- ・河内中学校

4 31学級以上が続く学校（～令和12年度（2030年度））

- ・託麻東小学校

第5章 閉校後の利活用

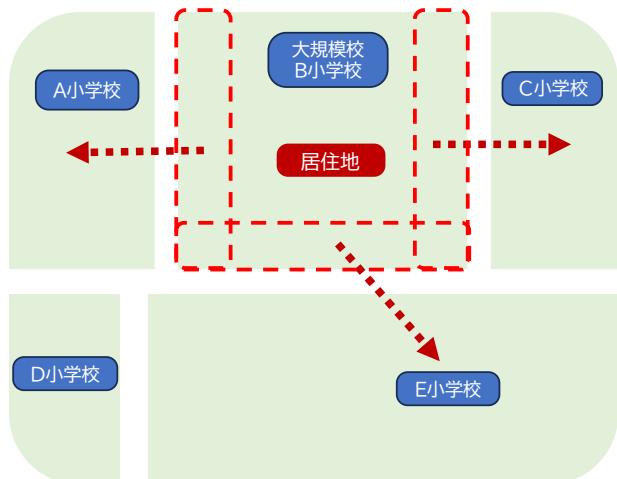
学校は、その地域における学校教育施設という位置付けのほか、コミュニティ活動やスポーツ活動などの社会教育施設や防災拠点としても利活用されてきた経緯から、地域住民の愛着や関心も高い施設です。そのため、閉校後の利活用については、地域住民の意向を伺いながら、公共施設のマネジメントの観点、地域経済の発展などの視点から、全市的な視点で利活用の検討を行うための利活用手順については、以下の通りとします。

- 1 地域住民への意見聴取の実施
- 2 公共施設への転用の検討
- 3 民間事業者への売却の検討
- 4 施設の解体→土地の再利用または売却

參考資料

<適正化の方策>

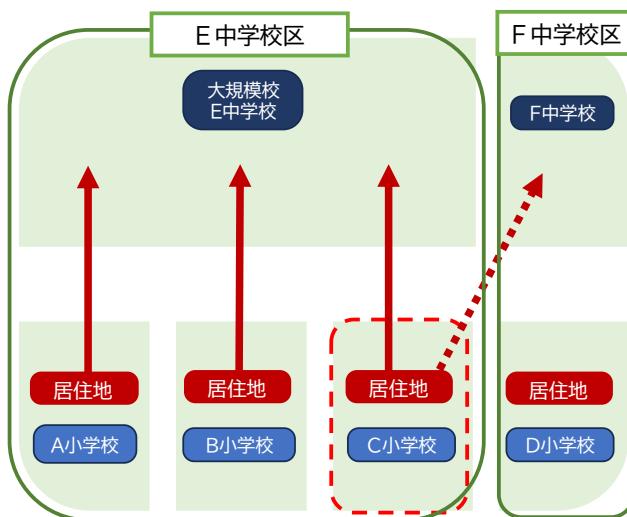
ア 緩衝地区の弾力化①



地域の要望や学校の実態（大規模校か小規模校か）を考慮して、B小学校の一部または全部を、A小学校やC小学校、E小学校の緩衝地区として設定し、規模の適正化をはかる。

※ 緩衝地区

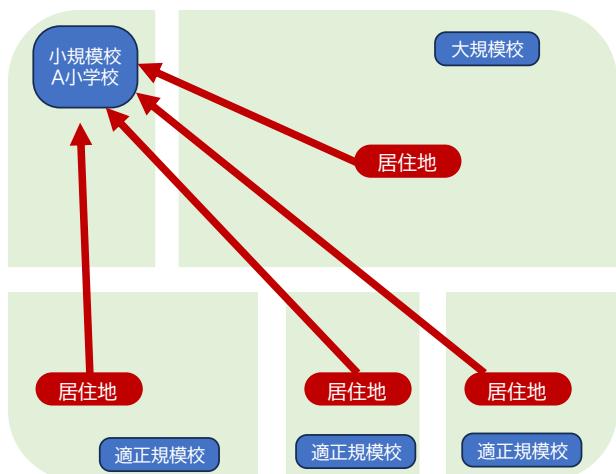
ア 緩衝地区の弾力化②



<従来>
A・B・C小学校→E中学校が指定校
(大規模校)

<緩衝地区の弾力化>
C小学校区の一部またはすべての児童の進学先を、指定校であるE中学校に加えて、F中学校も可能とすることで、E中学校の大規模化を抑制する

イ 学校選択制度（小規模校）

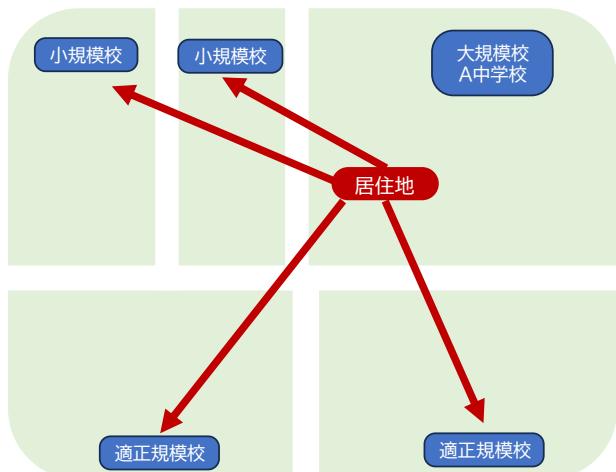


継続的に小規模校が見込まれる学校へ、熊本市内の適正規模以上の学校から自由に就学することができる制度。

【事例】

継続的に小規模校が見込まれるA小学校には、熊本市内のすべての適正規模校、大規模校から就学することができる。

イ 学校選択制度（大規模校）



継続して大規模校が見込まれる学校から、熊本市内の大規模校以外の学校へ自由に就学することができる制度。

【事例】

継続的に大規模校が見込まれるA中学校からは、熊本市内のすべての小規模校、適正規模校に就学することができる。

ウ 地域の実情を踏まえた 通学校区の見直し



対象校の通学区域に変更する方策で、
変更後も双方が適正規模となる場合に行
う。

【事例】

A小学校及びB小学校区の通学校区を
見直し、B小学校の通学校区の一部をA
小学校の通学校区とする。